

令和6年度 特別金利定期預金

紀北しんきんの 地域応援定期預金

令和6年 取扱期間 令和7年
12/2(月) → 3/31(月)

募集総額 Aプラン30億円 Bプラン50億円
(予定募集額を完売の場合は、お取扱いを終了いたします。)



【スーパー定期/個人(複利型)、スーパー定期/法人(単利型)、大口定期/個人・法人(単利型)】

※新規資金のみの場合

Aプラン 期間3年 年0.50%
(税引後 年0.398%)

※既存定期預金に新規資金を加算する場合

Bプラン 期間3年 年0.28%
(税引後 年0.223%)



ご利用いただける方
お預け金額
お預け入れ期間
対象商品
取引形態
金利

個人(個人事業主を含む)、法人
20万円以上 上限なし

3年

スーパー定期/個人(複利型)、スーパー定期/法人(単利型)、大口定期/個人・法人(単利型)
証書式(通帳式および総合口座は取扱不可とさせていただきます。)

新規資金のみの場合

→Aプラン: 年0.50%

現金や振込の他に、普通預金・定期積金からの振替契約等も可能です。

既存定期預金に新規資金を加算する場合

→Bプラン: 年0.28%

既存定期預金の元金全額を継続して預入れ、
かつ既存定期預金の25%以上の新規資金加算が必要です。

募集金額

Aプラン: 30億円、Bプラン: 50億

その他特記事項

- 上記の金利は、初回満期日までの適用となります。初回満期日以降は、継続日における「スーパー定期S型」、「スーパー定期M型」、「大口定期」の店頭表示金利とさせていただきます。
- 個人のお客様のお利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
- 法人のお客様のお利息については、地方税の特別徴収は行わないため、国税15.315%のみ源泉徴収致します。
- 複利型の利払いは、満期日以後に一括して払い戻します。
- 単利型の利払いは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後、および満期日以後に分割して支払います。
- 中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。
- 中途解約時には当金庫所定の中途解約利率を適用させていただきます。なお、中間払利息が支払われている場合には期限前解約利息との差額を解約金額から清算してお支払いします。
- 募集期間中でも市場動向の変化などにより金利等の諸条件を変更する場合があります。
- 本商品は預金保険制度の対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。
- 店頭で「商品概要説明書」をご用意しております。

令和6年12月2日現在

紀北信用金庫

本店/中井支店 0597-22-1411 海山支店 0597-32-1231 輪内出張所 0597-28-2301
熊野支店 0597-89-3311 古戸支店 0597-22-5431 長島支店 0597-47-1234

商品概要説明書

令和6年12月2日 現在

1. 商品名 【愛称】	・スーパー定期/個人(複利型)、スーパー定期/法人(単利型)、大口定期/個人・法人(単利型) 【地域応援定期預金】
2. 販売対象	・個人(個人事業主を含む)、法人
3. 期 間	・定型方式…3年 ・預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
4. 募集期間	・令和6年12月2日(月)から令和7年3月31日(月)までの期間限定商品です。 (予定募集額を完売した場合、期間を経過した後は、お取り扱いを終了いたします。)
5. 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・一括預入 ・20万円以上 上限なし ・1円単位
6. 取引形態	・証書式(通帳式および総合口座は取扱不可)
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。 ・満期後はスーパー定期/大口定期(3年もの)に自動継続します。 ・自動継続時は満期時のスーパー定期/大口定期の預金利率を適用します。
8. 利 息 ①適用金利 ②利払方法(頻度) ③計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 新規資金のみの場合 Aプラン:年0.50%(税引前)として満期日まで適用します。(税引後年0.398%) 現金や振込の他に、普通預金・定期積金からの振替契約も可能です。 既存定期預金に新規資金を加算する場合 Bプラン:年0.28%(税引前)として満期日まで適用します。(税引後年0.223%) 既存定期預金の元金全額を継続して預入れ、かつ既存定期預金の25%以上の新規資金加算が必要です。 ・初回満期日以降の利率は、継続日における預入期間に応じた店頭表示利率を適用します。 ・複利型の場合は満期日以後に一括して払い戻します。 ・単利型の場合は、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後、および満期日以後に分割して支払います。 ・中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算により算出します。
9. 募集金額	・Aプラン:30億円、Bプラン:50億円
10. 税金	・個人様の利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人様の利息は地方税の特別徴収は行わないため、国税15.315%のみ源泉徴収します。
11. 手数料	—
12. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。
13. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 中間払利息が支払われている場合は、期限前解約利息との差額を解約金額から清算します。
14. 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・募集期間中でも市場動向の変化などにより金利等の諸条件を変更する場合があります。 ・税引き後の年利回り表示は簡素化のため、小数点以下第四位切捨てにて表示しておりますので実際の年利回りとは異なる場合があります。
15. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0597-23-2341)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
16. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます。 この制度により保護される範囲は1金融機関につき1人あたり元本1,000万円までとその利息です。

別表

自由金利型定期預金(スーパー定期・大口定期)中途解約利率表

預入期間	[定型方式] 1カ月・3カ月・6カ月 〔満期日指定方式〕 1カ月超1年未満	[定型方式] 1年 〔満期日指定方式〕 1年超2年未満	[定型方式] 2年 〔満期日指定方式〕 2年超3年未満	[定型方式] 3年 〔満期日指定方式〕 3年超4年未満	[定型方式] 4年 〔満期日指定方式〕 4年超5年未満	[定型方式] 5年
6カ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6カ月以上1年未満	約定利率の80%	約定利率の50%	約定利率の30%	約定利率の20%	約定利率の10%	約定利率の10%
1年以上1年6カ月未満	—	約定利率の80%	約定利率の40%	約定利率の20%	約定利率の20%	約定利率の10%
1年6カ月以上2年未満	—	約定利率の80%	約定利率の50%	約定利率の30%	約定利率の20%	約定利率の10%
2年以上2年6カ月未満	—	—	約定利率の80%	約定利率の40%	約定利率の30%	約定利率の20%
2年6カ月以上3年未満	—	—	約定利率の80%	約定利率の40%	約定利率の30%	約定利率の20%
3年以上3年6カ月未満	—	—	—	約定利率の80%	約定利率の50%	約定利率の30%
3年6カ月以上4年未満	—	—	—	約定利率の80%	約定利率の50%	約定利率の30%
4年以上4年6カ月未満	—	—	—	—	約定利率の80%	約定利率の50%
4年6カ月以上5年未満	—	—	—	—	約定利率の80%	約定利率の50%

(注) 中途解約利率計算においては小数点第4位以下を切捨てます。

